

環境審議会総合政策部会（平成19年10月19日）での主な意見と「中間まとめ」への対応について

発言者	ご意見	対応案
加藤委員	資料1（概要版）の「社会経済動向の変化」のうち、「世帯の細分化や高齢化等によるエネルギー消費量やごみの排出量の増加」で高齢化はエネルギー消費量の増加につながるか。	国の18年版環境白書において、総務省の全国消費実態調査では年齢が高くなるに従って光熱水費は上昇する傾向が示されています。このため、本冊はそのままの記述とし、概要版を誤解のない表現としました。
加藤委員 井上委員	排出権取引ビジネスについてどう考えるか。 排出権取引ビジネスについて、県としてのスタンスを示したらどうか。	第2章 環境の現状と課題の(3) 資源・エネルギー需要の拡大と地球環境問題の深刻化の箇所、排出権取引の現状に触れることとしました。 なお、この問題について、県としては国の排出権取引の検討過程を見守っているところであり、施策としては記述していません。
清水委員	資料2の「あいち環境社会」の定義の表現は「自然の叡智に学ぶ持続可能な社会」で十分、また、「あいち環境社会」の文言は資料の中ではいらない。	上位計画である「新しい政策の指針」で掲げた「豊かで快適な暮らしを創出する循環型社会づくり」を踏まえ、原案のとおりとしました。答申案では「あいち環境社会」は使用しないこととします。
	5つの施策体系の下に①から⑤までの個別施策が掲載されており、ここに対応するように数値目標を掲げると計画として整合性が出る。	答申案では可能な限り5つの施策の方向と対応した数値目標を掲げています。
吉田委員	施策体系1の表現「温室効果ガスの排出を抑制し、安定化させる・・・」の安定化か何を安定化させるのか一般の人にわかりにくい。	該当部分を「温室効果ガスの排出を抑制し、濃度を安定化させる愛知づくり」としました。
芹沢委員	COP10の開催に向けて、生物多様性の基本となる取組が重要となる。自然共生の施策体系の中に、自然環境情報を集積する体制づくりを入れられないか。そのための基本的方針を早急に検討すべきだ。	自然環境に関する調査研究機能の充実欄に「自然環境分野の情報・資料を収集し、提供できる体制づくりを進めます。」という記述を追加しました。
中村委員	資料中に平成と西暦が混在している。	国際公約である温室効果ガス削減に関する記載については西暦とし、その他は全て平成に統一しました。 計画の期間に関する記載は併記としました。
井上委員	温室効果ガスの施策体系1の中に、事業者向け特に中小企業向けの施策の方向を1項目起こして掲げられないか。	「資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり」の「中小企業の環境対応の促進」に掲載されている施策を温室効果ガスの施策体系の「省資源・省エネルギー型の事業活動の促進」の中に取り込んで掲載し、中小企業への取組の記述を増やしました。